

第 1 回 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料

＜参考資料＞

○「史跡玉川上水整備活用計画」概要 関連

1 玉川上水の沿革（関連年表）・・・・・・・・・・・・ 1

2 史跡・名勝の指定概要・・・・・・・・・・・・ 2

3 史跡玉川上水保存管理計画書の概要
（1）保存管理の方法（全区間共通）・・・・・・・・ 3
（2）保存管理の方法（区間別）・・・・・・・・ 4
（3）整備活用の基本方針・方法・・・・・・・・ 5

○ 施策の取組状況と現状 関連

4 史跡玉川上水整備活用計画の取組状況・・・・・・・・ 6

5 玉川上水中流部 護岸・法面崩落危険箇所調査結果・・・・ 9

6 玉川上水中流部 毎木調査結果・・・・・・・・ 1 3

1 玉川上水の沿革（関連年表）

時 代	元 号	西 暦	事 項	注
江 戸	承応2年	1653	庄右衛門、清右衛門兄弟、幕府の命により工事を請負い、玉川上水工事着工（羽村取水口から四谷大木戸まで約43km）	
	承応3年	1654	給水開始	
	元文2年	1737	川崎平右衛門定孝、幕府の命により、小金井橋を中心とする玉川上水両岸に桜樹を植栽したと伝わる	*
	江戸期		分水の開設 *「上水記」によると寛政3（1791年）頃には33分水が記録	
	江戸期		数度にわたり小金井に桜を補植	*
明 治	明治元年	1868	東京府の所管となる	
	明治3年	1870	通船事業の開始（羽村から四谷大木戸まで） *通船増加に伴う水質悪化により通船事業は明治5年に廃止	
	明治16年	1883	明治天皇の観桜に伴い、花の名所としての評判	*
	明治26年	1893	三多摩地域の東京府編入 東京府が上水道として玉川上水を一元管理	
	明治31年	1898	淀橋浄水場竣工	
	明治38年	1905	三好学（植物学者）が小金井の山桜を初めて紹介	*
	明治43年頃	1910頃	三好学が天然記念物の保護運動を開始	*
大 正	大正2年	1913	東京市公園課により外科的手術等の桜樹保護事業開始	*
	大正4年	1915	有志により「小金井保桜会」結成され、東京市の桜並木保護事業を援助	*
	大正5年	1916	三好学が小金井サクラの新品種を確認	*
	大正13年	1924	「小金井(サクラ)」が「史蹟名勝天然記念物保存法」により、名勝に指定	*
昭 和	昭和18年	1943	東京都制実施に伴い、桜の維持管理が東京都公園緑地課に引き継がれる	*
	昭和38年	1963	小平水衛所（現小平監視所）が新設	
	昭和40年	1965	淀橋浄水場廃止に伴い、小平監視所より下流部への通水停止	
	昭和42年	1967	名勝「小金井(サクラ)」の管理主体が東京都教育庁の所管になる	*
	昭和46年	1971	堤上を玉川上水緑道として計画決定	
	昭和56年	1981	都立玉川上水緑道が一部開園（平和橋～牟礼橋）	
	昭和57年	1982	玉川上水の歴史遺産としての重要性に鑑み、国の史跡指定を目指すことを東京都の首脳会議で決定 流れが途絶えていた小平監視所下流に、下水の高度処理水を通水し、清流復活事業を決定	
	昭和58年	1983	東京都内部の関係6局から成る「玉川上水保全協議会」を設置	
	昭和61年	1986	清流復活事業により、小平監視所～浅間橋の区間に通水	

時 代	元 号	西 暦	事 項	注
平成	平成4年	1992	史跡指定の検討を具体的に進めるため、関係6局による「史跡指定準備検討会」を設置	
	平成9年	1997	「玉川上水保存管理指針」策定（玉川上水保全協議会編集）	
	平成11年	1999	「東京都における自然の保護と回復に関する条例」により「玉川上水歴史環境保全地域」指定（平成14年区域拡張により、羽村取水口から四谷大木戸まで指定）	
	平成15年	2003	土地についての都の所有権が認められ、史跡指定を申請 「玉川上水」が「文化財保護法」により、国の史跡に指定	
	平成17年	2005	「玉川上水保存管理計画策定に関する委員会」設置	
	平成19年	2007	「史跡玉川上水保存管理計画書」策定（東京都水道局）	
	平成20年	2008	「玉川上水整備活用計画策定に関する委員会」設置	
	平成21年	2009	「史跡玉川上水整備活用計画」策定（東京都水道局）	

注）＊印は「名勝小金井（サクラ）」の関連事項

（参考）明治期以降の玉川上水（小金井市付近）



明治期的小金井付近



昭和初期の新橋付近

資料提供：小金井市教育委員会

2 史跡・名勝の指定概要

「史跡玉川上水保存管理計画書」p8－9 抜粋

（１）史跡「玉川上水」

玉川上水は、平成15（2003）年、「文化財保護法」（昭和25 年法律第214号）第69条第1 項（現第109条第1項）の規定により国の史跡に指定された。

平成15（2003）年8月27日付け指定書（都知事あて文部科学大臣文書15 庁財第211 号）等によると、その概要は次のとおりである。

ア 指定年月日（官報告示）

平成15（2003）年8月27日付け 文部科学省告示第137 号

イ 所在地及び地域

1）所在地

東京都羽村市、福生市、昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、杉並区、世田谷区、渋谷区

2）地域

- スライド資料 3 ページ 「史跡及び名勝指定区間図」参照
- スライド資料 4 ページ 「史跡及び名勝指定範囲図（断面）」参照

ウ 指定理由

1）基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（注）による。（注）交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

2）説明

江戸時代の承応3年（1654）、江戸市中への給水を目的として、幕府が玉川庄右衛門・清右衛門兄弟に請け負わせて作らせた上水。多摩川中流の羽村取水口から江戸まで約43kmは素掘りの開渠、江戸市中は暗渠であった。近世の水利技術を知る上で重要であり、大都市江戸の用水供給施設として貴重な土木遺産。羽村から渋谷区に至る水路敷のうち開渠部分約30kmを指定する。

＜参考＞

平成15（2003）年1月指定申請書（文部科学大臣あて都知事文書14水経地第626号）等によれば、史跡の概要については次のとおりである。

1）面積及び延長 面積：約47.8ha 延長：約30.5

2）所有者 東京都（水道局）

3）現況用途

- a 上流部 （羽村取水口から小平監視所までの約12km） ：水道原水導水路（東京都水道局）
- b 中流部 （小平監視所から浅間橋までの約18km） ：清流復活事業（東京都環境局）
（うち境浄水場から下流） ：排水路（東京都水道局）
- c 下流部 （浅間橋から四谷大木戸までの約13km） ：排水路（東京都水道局）

4）除外区間

- ・横田基地引込線（福生市熊川）
- ・玉川上水駅前（立川市柏町・幸町）の暗渠区間
- ・小平監視所（立川市幸町・小平市中島町）
- ・三鷹駅（三鷹市上連雀・武蔵野市御殿山）の暗渠区間
- ・浅間橋（杉並区久我山）から繁栄橋（世田谷区大原）までの暗渠区間
- ・一号橋（世田谷区大原）から稲荷橋（世田谷区大原）までの暗渠区間
- ・二号橋（渋谷区笹塚）から三号橋（渋谷区笹塚）までの暗渠区間
- ・笹塚橋（渋谷区笹塚）から四谷大木戸（新宿区内藤町）までの暗渠区間

（２）名勝「小金井（サクラ）」

小金井サクラのヤマザクラ並木は、大正13（1924）年、「史蹟名勝天然記念物保存法」（大正8年法律第44号）第1条の規定に基づき名勝に指定された。

大正13（1924）年11月10日付第201号内務省官房地理課長から東京府知事あて通知文書によりまとめられた内務省引継文書等によれば、その概要は次のとおりである。

ア 指定年月日（官報告示）

大正13（1924）年12 月9日付け 内務省告示第777号

イ 指定内容

1）指定地域

東京市水道用地ノ中右岸北多摩郡小平村大字鈴木新田字上1580番地先（小川水衛所傍側）ヨリ同郡武蔵野村大字境字上水南1107番地先（境橋南詰）ニ至ル間、左岸同郡小平村大字小川新田字上水内1175番地先（小川水衛所対岸）ヨリ同郡武蔵野村大字関前字樋1280番地先（境橋北詰）ニ至ル間（水路ノ部分ハ之ヲ除ク）

2）指定説明

本邦屈指ノ櫻花ノ勝地ナリ 櫻樹ハ元文年間幕府ノ命ニ依リ武蔵野新田世話役川崎平右衛門ノ種植ニ係リ 現ニ玉川上水ノ兩岸ニ竝木トシテ約一里半ニ互リテ好ク成長繁茂シ 其ノ数千餘株アリテ大木トナレルモノ尠ナカラス モト吉野及櫻川ノ白山櫻ヲ移植シタルモノナルモ 多数ノ天然變種アリテ若葉ノ色、花ノ色、形、大サ花期ノ早晚等區々ニシテ殆ト各樹ニ異ナルカ如キ觀アリ 實ニ白山櫻トシテ品種ノ多キコト變化ノ多キコト及大木ノ多キコトハ小金井ノ櫻ノ特徴トスル所ナリ

3）指定ノ事由

保存要目 名勝ノ部第三（著名ナル花樹）ニ依ル

4）保存ノ要件

公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ外 風致ヲ損傷スヘキ現状變更ヲ許可セザルコトヲ要ス 濫ニ櫻樹ヲ損傷スヘキ行為ハ之ヲ禁ス

＜参考＞

三好学「日本産ヤマザクラの野生品種並びに栽培品種」（『東京帝國大學理科大学紀要』第34 冊 第1編、大正5（1916）年）の中で、当時の小金井サクラの品種として、淡雪桜（アワユキザクラ）、小町桜（コマチサクラ）、墨染（スミゾメ）等、38 種3 品種が示されている。

3 史跡玉川上水保存管理計画の概要

「史跡玉川上水保存管理計画書」p 30－31 抜粋

(1) 保存管理の方法（全区間共通）

		上 流 部 (羽村取水口～小平監視所)	中 流 部 (小平監視所～浅間橋)	下 流 部 (浅間橋～四谷大木戸) 史跡指定範囲は開渠区間のみ
		名勝指定区間 (小川水衛所跡～境橋)		
現状と特性		○近世の優れた水利技術を現す状況がよく残されている ○現在も水路として機能している ○近代水道、近世において農業用水や生活用水等として活用され、江戸・東京の発展を支えてきた土木施設・遺構が残されている ○史跡に隣接する区域を含めて多くの区間が樹林に覆われている		
全体方針		現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図る ①「近世の水利技術が今も生き続けている土木施設・遺構」を適切に管理し、後世に継承する ②「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する		
方向性		＜全区間共通＞ ・「水路」及び「自然的要素(植栽木・植生)」の保存管理を中心に実施 ・水路等の「土木施設・遺構」と「植生」との調和を図りながら保存管理		
保存管理方法（全区間共通）	維持管理	＜水路＞ ●日常的な補修、応急措置 ●水路清掃 ●廃棄物処理 ●水路内植物の除去（シュロ、アオキ等）	＜自然的要素（植栽木等・植生）＞ ●枯損木・倒木処理、支障枝剪定 ●枯枝清掃 ●ツル切り、下刈り ●草刈り	＜その他の構成要素＞ (分水口、近代水道関連要素（スクリーン等）、橋梁、石碑類、横断管路等社会的要素) ●保守点検、日常的な補修、応急措置 ●清掃
	復旧(修理) ※史跡・名勝を構成する要素のみ対象	＜水路＞ ●法面き損箇所の木柵工等による応急的措置 ●崩壊土砂の除去	＜自然的要素（植栽木等・植生）＞ —	＜その他の構成要素（分水口）＞ ●き損箇所の応急的措置
	改良(保存整備) ※改良(活用整備)は「第5章 整備活用」で検討	＜水路＞ ●法面・護岸の改修・補修	＜自然的要素（植栽木等・植生）＞ ●法肩部樹木の伐採・抜根 ●サクラ並木の更新（抜根、植栽）	＜その他の構成要素＞ (分水口、近代水道関連要素（スクリーン等）、橋梁、石碑類、横断管路等社会的要素) ●施設更新のための改修・補修・撤去

(2) 保存管理の方法 (区間別)

		上 流 部 (羽村取水口～小平監視所)	中 流 部 (小平監視所～浅間橋)	名勝指定区間 (小川水衛所跡～境橋)	下 流 部 (浅間橋～四谷大木戸) 史跡指定範囲は開渠区間のみ
現状と特性		○ 開削当初からの取水・原水導水機能が残存 ○ 護岸整備・拡幅等により水路・法面は改変 ○ 法面や斜面は樹林や草地	○ 開削当時の素掘り開渠が残存するが、法面崩壊の可能性あり ○ 原水導水路としての機能は喪失(清流復活事業・排水路) ○ 緑地帯として良好な自然環境を形成	□ ヤマザクラの並木が残存 □ 樹勢低下等により花見の名所は衰退 □ 水路沿いのケヤキ等が繁茂しサクラを被圧	○ 暗渠化により開渠は3箇所のみ残存 ○ 導水路としての機能は喪失、通水なし ○ 水路・法面は改修され草地法面に植樹
	まとめ	導水路には護岸が整備され、法面も安定している	法面崩壊の可能性が高く、また樹木が密に繁茂している	ヤマザクラの樹勢と並木景観の連続性が衰退している	一部において法面崩壊等の可能性がある
区間別保存管理方針		水道原水導水路機能の 確実性を担保	水路の遺構と樹林 との共生に配慮	ヤマザクラの樹勢と 並木の美観を回復し維持	自然流下の特性や 開渠の状態を維持
方向性		『維持管理』を主に保存管理	き損・劣化箇所の『復旧(修理)』と 『改良(保存整備)』を主に保存管理	『復旧(修理)』及び 『改良(保存整備)』を推進	き損・劣化箇所の『復旧(修理)』 を主に保存管理
保存管理方法(全区間共通)	維持管理	水道原水導水路機能と遺構を良好な状態で維持するための維持管理 ＜導水路＞ ● 水路の維持管理 (特に、芥揚げ、浚渫等、水道原水導水路維持に必要な管理)	水路の遺構と樹林を良好な状態で維持するため、主として、植生の維持管理 ＜自然的要素(植栽木等・植生)＞ ● 日常的な樹林の手入れ (日常的な剪定 等)	ヤマザクラの生育を良好に保つための維持管理 ＜小金井サクラ＞ ■ ヤマザクラの維持管理 (特に、生育維持に必要な管理) ■ ヤマザクラを被圧する樹木の剪定	※共通事項を実施
	復旧(修理) ※史跡・名勝を構成する要素のみ対象	※共通事項を実施	き損・劣化が生じた箇所は、水路機能の維持のための復旧(修理) ＜水路＞ ● 素掘り水路のき損箇所の応急的措置 (土のう等による)	ヤマザクラの生育や並木景観の回復 ＜小金井サクラ＞ ■ 傾いたり、折損したりしたヤマザクラの応急的な措置	き損・劣化が生じた箇所についての復旧(修理) ※共通事項を実施
	改良(保存整備) ※改良(活用整備)は「第5章 整備活用」で検討	※共通事項を実施	主として、水路機能と遺構の維持に影響を及ぼす可能性がある状況の改良(保存整備) ＜水路＞ ● オーバーハング状法面の崩壊防止の整備 ＜自然的要素(植栽木等・植生)＞ ● 過密な樹林の除間伐 (高木伐採)	ヤマザクラの生育や並木景観の維持に影響を与えている状況の改良(保存整備) ＜小金井サクラ＞ ■ ヤマザクラ更新のための植栽 ■ ヤマザクラ生育回復のための土壌改良 ＜桜の堤(散策路等)＞ ■ 舗装等の改良 ＜自然的要素(植栽木等・植生)＞ ■ ヤマザクラを被圧する樹木の伐採	※共通事項を実施

１ 基本方針

玉川上水を史跡として次世代へと適切に保存し伝達していくためには、史跡と名勝の価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、都庁内関係局・地元自治体等関係機関相互の緊密な協力の下、玉川上水の歴史・自然等に関する調査・研究や適切な公開・活用を行うことが重要である。このため、史跡指定範囲内の確実な保存に加え、史跡と名勝への理解の幅を広げていけるよう、隣接する緑道や周辺に分布する歴史・文化的資源とも提携した有効な整備活用に向け、基本方針を次のとおり設定する。

（１）保存のための整備の推進

玉川上水の本質的な価値を現す導水路・分水施設等の土木施設・遺構、名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木、現在も生きている水路機能・分水機能等を、良好な状態で将来に継承していけるよう、改良（保存整備）を推進する。

（２）史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進

玉川上水の歴史的価値とその保存への理解を深めるため、玉川上水が今も生き続けている土木施設・遺構として、人々の目に触れ、身近に感じられるよう、史跡と名勝の保存と調和した積極的な公開・活用を推進する。

（３）来訪者の便益等に資する改良（活用整備）の推進

多くの来訪者を受け入れ、安全で快適に散策や様々な触れ合い体験が行えるよう、基盤となる便益施設や管理施設等の改良（活用整備）を推進する。

（４）地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進

史跡と名勝の公開とともに、適切な情報の発信により多くの人々の利用を促すため、地元自治体や関係機関と連携し、既存の歴史・文化的資源の活用等による多面的活用の促進等、多様な普及・啓発活動を推進する。

２ 整備活用の方法

「１ 基本方針」に基づき、整備活用の具体的な方法について検討すると、想定される有効な施策として次のような事項が考えられる。

（１）保存のための整備の推進

- ① 土木施設・遺構の崩壊の未然防止（緊急性の高い箇所のものから段階的に実施）
ア 水路・法面：崩壊の可能性のある箇所（オーバーハング状法面等）における法面保護工・護岸工による整備を行う。
イ 植生： 法面及び法肩に生育し、法面崩壊を引き起こす危険性の高い樹木の伐採または抜根を行う。
- ② 名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木の復活
サクラへの被圧が懸念されるケヤキ等実生樹木の伐採（水路の保存に配慮、急激な環境変化に留意して試行的・段階的に実施）、欠損箇所へのヤマザクラの補植等後継樹木の育成、サクラの生育回復のための土壌改良等を行う。

２ 整備活用の方法（続き）

（２）史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進

- ① 橋梁や隣接する緑道から玉川上水への眺望の確保
視界を妨げる樹木の伐採等により、橋梁や隣接する緑道等から水路や歴史的な遺構等への眺望を確保する。
- ② ビジターセンター等の設置
土木施設・遺構を間近で体験したり、玉川上水の関連資料が閲覧できる等、様々な活動の場と情報を提供できるビジターセンター等の施設や親水空間の整備を検討する。
- ③ 解説板の設置
玉川上水、関連する分水施設、歴史的背景を有する橋梁等についての的確な情報を公開するための解説板等を、適切な数と場所に配慮し設置する。

（３）来訪者の便益等に資する改良（活用整備）の推進

- ① 便所やベンチ等便益施設の設置
来訪者が快適に過ごすことができるための基盤として、適切な数と場所に配慮した便所やベンチ等の便益施設を設置する。
- ② 柵等管理施設のデザインの統一
現在、地域によりデザインが異なる柵（フェンス）等のデザインの統一を検討する。
- ③ 案内板の設置
多くの来訪者の利用を促すため、公共交通機関の拠点から玉川上水までの道を誘導する案内板を、適切な数と場所に配慮し設置する。

（４）地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進

- ① 玉川上水のシンボルマークの設定
普及・啓発活動の様々な場面で使用し、玉川上水の保存への意識の浸透を図るためのシンボルマークを設定する。
- ② 玉川上水に関連する情報の収集と公開
既存施設（東京都水道歴史館や各自自治体の郷土資料館等）において、玉川上水に関する文献等各種情報の収集を図り、公開する。
- ③ イベントの開催
既存の博物館や資料館を活用した、玉川上水に関連する企画展等のイベントを開催する。
また、史跡観察会やウォーキングラリー等、実際に玉川上水を体験するイベントを開催する。
- ④ 市民講座や体験学習の実施
地元の小中学生等を対象として、玉川上水に関する知識や保存への理解を深めるための市民講座や体験学習（清掃や草刈り等の奉仕活動を含む）を実施する。
- ⑤ 周辺資源と結びつけた散策ルート等の設定
玉川上水の周辺に分布する歴史・文化的資源と連携した散策ルート等を設定し、積極的に紹介する。
- ⑥ パンフレット等の発行
玉川上水に関する各種情報を掲載し、より多くの人々の利用を促すことを目的としたパンフレット等の発行を行う。
- ⑦ PR 活動の強化
公共交通機関や各区市地元自治体に、玉川上水に関連する広報活動への協力を依頼する。

4 史跡玉川上水整備活用計画の取組状況

事 項		実施施策	計 画	取組状況（平成22年度～令和4年度）
保存整備	水路・法面の保全	法面保護工	・素掘りの水路としての遺構の景観を保存し、かつ水路法面の安定化を図るため、連続繊維補強土工、木柵工による対策を実施 ・雨水が集中して流入し崩壊の危険がある箇所については、止水板等の設置及び雨水排水設備の整備を実施 ・整備予定箇所 35箇所	・平成25年度までに計画した35箇所の整備を実施（連続繊維補強土工、木柵工による法面保護工） ・以降、令和4年度までに新たに対策が必要となった36箇所を整備
		樹木対策、植生管理	・水路法面・法肩に生育する巨木のうち、法面等の崩落に伴い倒壊する恐れの高いものを伐採 ・樹木対策を実施した箇所は、計画的に剪定・伐採などの植生管理を実施	・法面・法肩の崩落に伴い倒れる恐れの高い樹木を伐採 ・計画期間を通じて、倒木による被害防止や樹木の植生管理などのため、剪定・伐採を実施
	名勝「小金井（サクラ）」の保存	モデル区間の整備	・ヤマザクラ並木の復活のため、モデル区間を設定し、地元自治体、地元団体等と協働しつつ、サクラの補植場所を先行して整備 ・モデル区間 新小金井橋～関野橋 約640m	・平成24年度までにヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採等を実施したうえで、名勝「小金井（サクラ）」の管理者や地元自治体等と協働してヤマザクラの補植を実施 ・以降は、草刈り等の植生管理を実施
		被圧樹木への対処 ヤマザクラの補植	・ヤマザクラを被圧している樹木の剪定・伐採を実施し、ヤマザクラの生育環境を維持 ・施設の維持管理に配慮しながら、地元団体等の要望に合わせて補植適地を提供	・モデル区間の整備検証後、令和4年度までに、小金井市域を中心に約2kmの区間で、被圧樹木への対処やヤマザクラの補植適地の提供を実施 ・「名勝小金井（サクラ）」の管理者、地元自治体等と協働して、ヤマザクラの補植を実施
活用整備	現地の施設等の改善 （ハード面） ※実施例は別紙参照	眺望の確保	・玉川上水を眺望できるよう、水路内の景観や樹種等に配慮し、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採や下草刈りを実施 ・実施予定箇所 橋（8箇所程度）の前後	・計画期間を通じて、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採、下草刈りを実施
		安全快適な通行の確保	・フェンスが張り出し、散策路が途切れている小川水衛所跡及び境水衛所跡において、既設フェンスのセットバックと通路の整備を実施	・平成25年度までに、小川水衛所跡及び境水衛所跡において、既設フェンスのセットバック等の通行路整備を実施
		説明板の設置	・来訪者に、史跡玉川上水の理解を深めていただくため、説明板を設置 ・設置予定箇所 7箇所	・平成25年度までに、中流部の6箇所（小川橋、鷹の橋、小川水衛所跡、境水衛所跡、三鷹橋、どんどん橋）に設置 ・平成29年度に、中流部の1箇所（平右衛門橋）に設置
		フェンスデザインの統一性の創出	・道路や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、統一的なデザインとなるよう、各管理者に働きかけ	・平成25年度までに、小川水衛所跡及び境水衛所跡にて統一的なデザインによりフェンスを設置 ・既設フェンスの更新に合わせ、各管理者がデザインの統一を実施
		散策ルートの設定	・周辺施設等の関係機関と協議しながら、散策ルートを設置	・地元自治体等が設定した玉川上水周辺の散策ルートを、水道局H Pにて紹介（地元自治体や関係団体等のH Pへリンク）

事 項		実施施策	計 画	取組状況（平成22年度～令和4年度）
活用整備	P R活動の強化 （ソフト面）	ホームページの改善	・水道局のHPに、玉川上水に関する情報を集めたポータルサイトを新設し、内容を充実	・水道局HPに、玉川上水関連の情報を集約したサイト（以下、「玉川上水関連サイト」という。）を開設
		水道局施設の活用による普及・啓発	・水道局のPR施設である水道歴史館において実施する、玉川上水など江戸・東京の水道事業の歴史に関する文献等の収集や展示公開等を、引き続き実施、情報を充実	・水道歴史館で、毎年、企画展示「上水記展」を開催
		近隣公立施設との連携	・玉川上水沿線の文化施設との連携を強め、各施設へのパンフレットの配置や玉川上水に関する文献等の収集を実施	・玉川上水の歴史や概況に関するパンフレットを作成し、近隣施設へも配布 ・玉川上水関連サイトにて、近隣施設を紹介（地元自治体や関係団体等のHPへリンク）
		便益施設の案内	・玉川上水を安心して訪れてもらえるよう、トイレなどの便益施設について、事前案内を充実 ・地元自治体や関係団体等のHPとリンクさせ、散策に便利な出版物を紹介	・水道局のHPにて、便益施設（トイレ）を示した散策マップを紹介 ・玉川上水関連サイトにて、関係機関が発行する出版物を紹介（地元自治体や関係団体等のHPへリンク）
その他の取組	地元や関係機関との連携強化		・地元住民・団体や関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用に加えて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を実施	・平成22年度から、中流部沿線の地元自治体と連携し、年1回、作業や工事の概要を説明する「史跡玉川上水作業説明会」をエリア毎に開催
	環境施策の推進	玉川上水沿いの伐採木の有効利用	・伐採したケヤキ等の樹木の有効利用を検討 ・有効利用できない伐採木は、材木やチップとしての活用策を検討	・伐採木を利用した現地案内板を製作して、現地で利用 ・有効利用できない伐採木は、チップ等として再資源化
		緑や生物多様性への配慮	・各管理者や地元自治体と連携し、緑の保全に配慮した植生管理を行うとともに、生物多様性をもった適切な生態系が維持されるよう努める	・植生管理作業等において可能な限り配慮

活用整備：現地施設等の改善（ハード面）実施例

眺望の確保（小川橋付近）



眺望の確保（境橋付近）



眺望の確保（独歩橋付近）



通行路の整備（小川水衛所跡）



通行路の整備（境水衛所跡）



説明板の設置（★7箇所）



■ 法面形態の分布図 区間(1)小平監視所～小川水衛所跡

※国土地理院「地理院タイル」に、法面パターン、橋の名称を追記して作成。

凡例

- 直壁状法面
- オーバーハング状法面
- 傾斜状法面

§ 水路の構造および法面の概況

- ・この区間の水路は、素掘り区間となる。
- ・水面から法肩までの高低差（堀の深さ）は6m程度～10m程度まで変化が大きい。
- ・水深はおおむね40cm～50cm程度である。
- ・水路幅は、3m～4m程度で、水底は泥質である。
- ・法面の形態は、左岸は直壁状法面が優占し、右岸はオーバーハング状法面が優占する区間となっている。また、傾斜状法面は右岸、左岸ともにわずかに見られる。

<区間(1)に見られる法面形態>



直壁状法面



オーバーハング状法面



傾斜状法面

§ 法面崩落箇所の概況

- ・法面の崩落は全域で見られるが、特に小平監視所から小松橋付近までが顕著であった。
- ・この区間では、垂直剥離（①）や深い表層崩落（②）、根系発達による崩落（⑥）が顕著であった。
- ・一部の箇所では、表層土壌の浸食・流亡（③）により、緑道に近い法肩部付近に崩落が確認された箇所があった。

<区間(1)に見られた法面崩落パターン>



①垂直剥離



②深い表層崩落



③表層土壌の浸食・流亡



④流水による法尻浸食



⑤既設構造物破損による崩落



⑥根系発達による崩落

■ 法面形態の分布図 区間(2)小川水衛所跡～境橋

凡例

- 直壁状法面
- オーバーハング状法面
- 傾斜状法面

※国土地理院「地理院タイル」に、法面パターン、橋の名称を追記して作成。



§ 水路の構造および法面の概況

- ・この区間の水路は、素掘りが主体の区間である。
- ・水面から法肩までの高低差（堀の深さ）は大きく異なり、4m程度～10m程度まで変化が大きい。
- ・水深はおおむね40cm～60cm程度である。
- ・水路幅は、3m～4m程度で、水底は泥質である。
- ・法面の形態は、直壁状、オーバーハング状、傾斜状法面が見られるが、傾斜状法面がやや優占している区間で、貫井橋から境橋までが顕著である。

<区間(2)に見られる法面形態>



直壁状法面



オーバーハング状法面



傾斜状法面

§ 法面崩落箇所の概況

- ・法面の崩落は全域でみられ、垂直剥離（①）や深い表層崩落（②）、表層土壌の浸食・流亡（③）等が確認された。
- ・また、この区間では特に、流水による法尻浸食（④）や空石積等既設構造物破損による崩落（⑤）が多く確認された。

<区間(2)に見られた法面崩落パターン>



①垂直剥離



②深い表層崩落



③表層土壌の浸食・流亡



④流水による法尻浸食



⑤既設構造物破損による崩落



⑥根系発達による崩落

■ 法面形態の分布図 区間(3)境橋～浅間橋



§ 水路の構造および法面の概況

- ・この区間の水路は、素掘り区間と三面張りの区間に大別される。三面張りの区間は境浄水場に沿った範囲である。
- ・水面から法肩までの高低差（堀の深さ）は4m～8m程度であった。
- ・この区間全体では、水深は40cm～50cm程度で比較的安定している。また、水底は泥質である。（三面張り区間でも泥土が堆積）
- ・水路幅は変化に富んでおり、境橋から萬助橋までは、3m～4m程度であるが、萬助橋～幸橋（井の頭公園内）は2m前後と幅が狭く、水深も70cm程度になる。
- ・浅間橋から上流200mの区間は、水路幅3m程度で、水深1mに達する。
- ・法面の形態は、直壁状、オーバーハング状、傾斜状法面が見られるが、傾斜状法面が優占する区間で、両岸オーバーハング状法面となっているのは、ほたる橋から幸橋の区間だけである。

＜区間(3)に見られる法面形態＞



直壁状法面

オーバーハング状法面

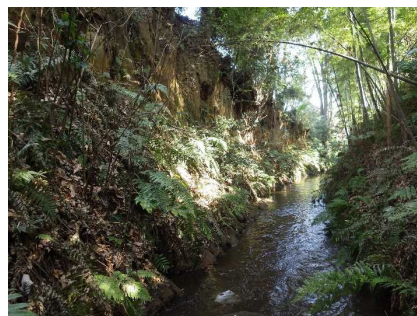


傾斜状法面

§ 法面崩落箇所の概況

- ・この区間では、垂直剥離（①）の範囲は短く、平均的に傾斜状の法面が分布している。
- ・崩落箇所は、深い表層崩落（②）や表層土壌の浸食・流亡（③）、流水による法尻浸食（④）や、空石積等既設構造物破損による崩落（⑤）が顕著であった。
- ・また、切り株の腐朽による斜面崩落（⑥）も認められた。

＜区間(3)に見られた法面崩落パターン＞



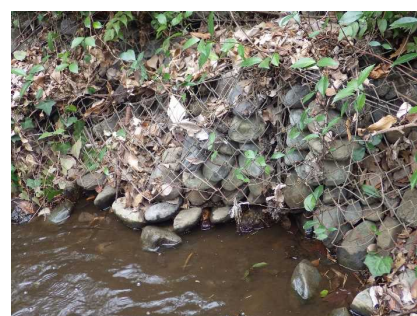
①垂直剥離



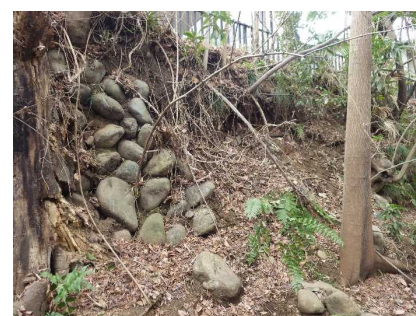
②深い表層崩落



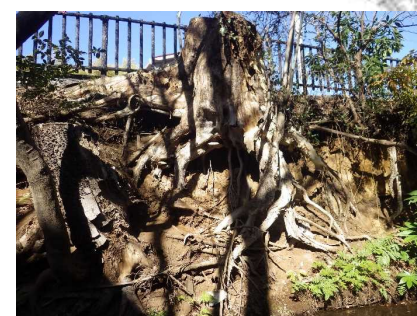
③表層土壌の浸食・流亡



④流水による法尻浸食



⑤既設構造物破損による崩落



⑥根系発達による崩落

凡例

- 直壁状法面
- オーバーハング状法面
- 傾斜状法面

§ 護岸損傷概況

- ・玉川上水の護岸の多くは整備年代が不明であるが、現地で確認できたものとしては、江戸時代からの構造物は現存せず、昭和初期から近年にかけて施工されたものと推測される。
- ・江戸時代のものに近い工法は、木柵（丸太土留めや板柵土留め）と空石積と思われる。
- ・昭和初期から近年の間では、練石積護岸、間知石護岸、コンクリート護岸、フトン籠（蛇籠）が主流で、後に擬木柵が選択されるようになり、近年は地中アンカーによる土留工法も採用され、施工されている。
- ・護岸は全域にわたって整備されているが、コンクリート護岸、木柵、空石積等に崩壊、損傷、部材劣化等がみられ、補修や再施工が必要な箇所が多く確認された。

土留め及び護岸の種類



部材別損傷事例（素材：木材）

損傷原因	経年劣化及び腐朽による部材の損傷。		
事例写真			

部材別損傷事例（素材：コンクリート）

損傷原因	経年劣化及び根系の発達による損傷。		
事例写真			

部材別損傷事例（素材：空石積・間知石積）

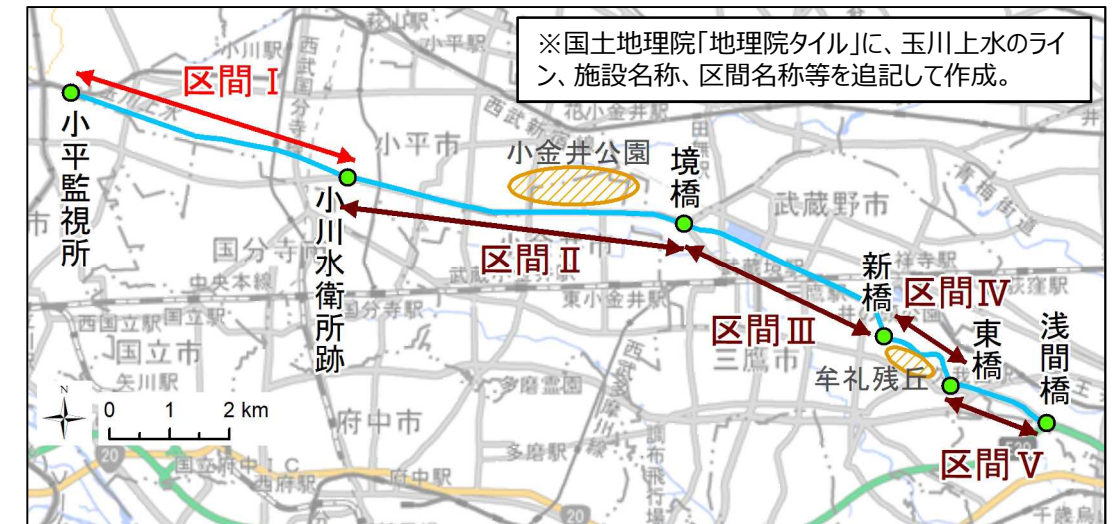
損傷原因	根系の発達及び根株腐朽落下による損傷。		
事例写真			

■ 樹木の現況

区間Ⅰ（小平監視所～小川水衛所跡）

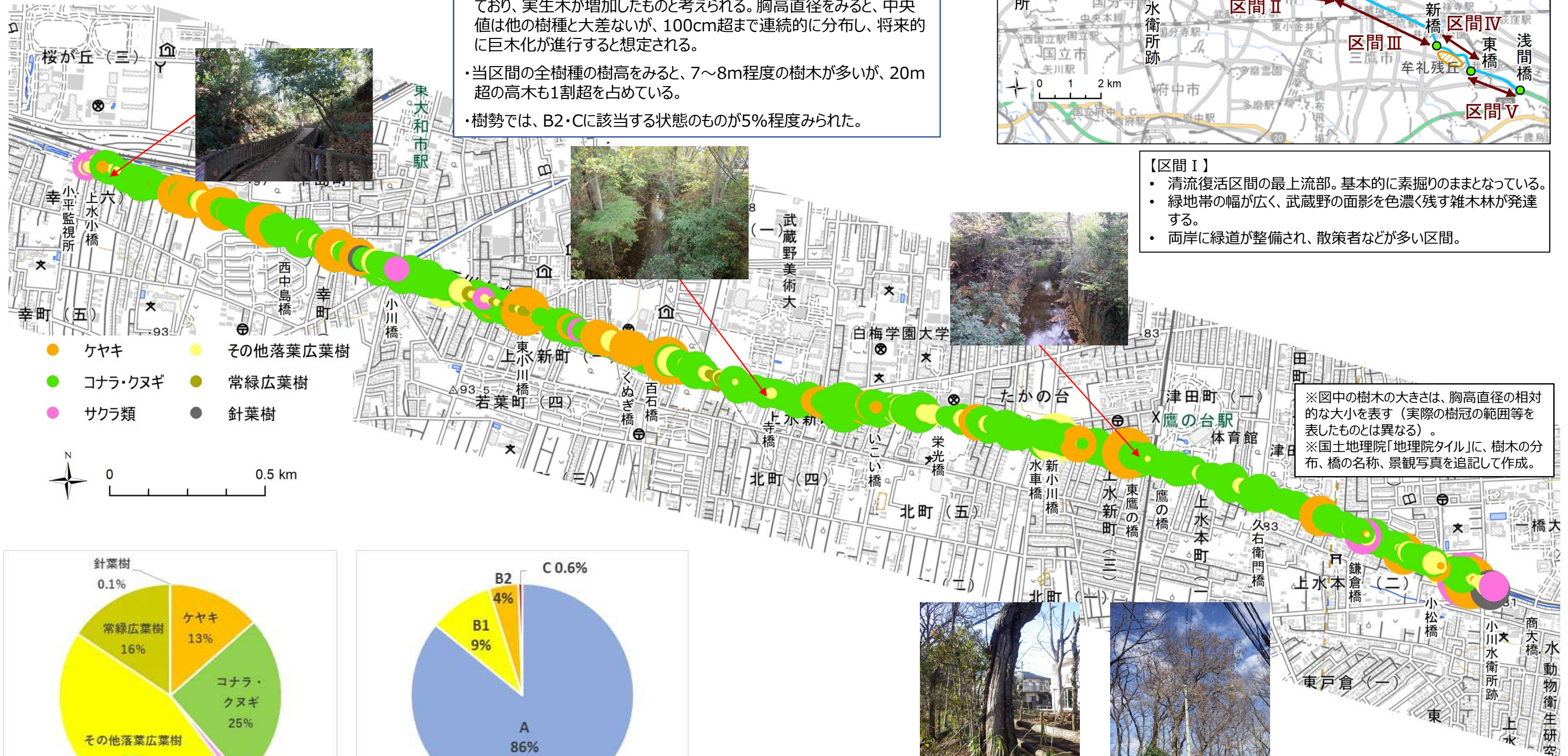
§区間Ⅰ（小平監視所～小川水衛所跡）の樹木概況

- ・当区間では約2800本の樹木が記録された。その約1/4がコナラ・クヌギであり、これらの樹種は、他の樹種に比べて胸高直径が大きい傾向にある。
- ・ケヤキは1割超を占める。平成19年度調査と比較すると本数は倍増しており、実生木が増加したものと考えられる。胸高直径をみると、中央値は他の樹種と大差ないが、100cm超まで連続的に分布し、将来的に巨木化が進行すると想定される。
- ・当区間の全樹種の樹高をみると、7～8m程度の樹木が多いが、20m超の高木も1割超を占めている。
- ・樹勢では、B2・Cに該当する状態のものが5%程度みられた。

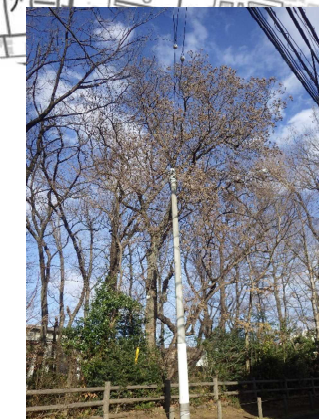


【区間Ⅰ】

- ・清流復活区間の最上流部。基本的に素掘りのままとなっている。
- ・緑地帯の幅が広く、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林が発達する。
- ・両岸に緑道が整備され、散策者などが多い区間。



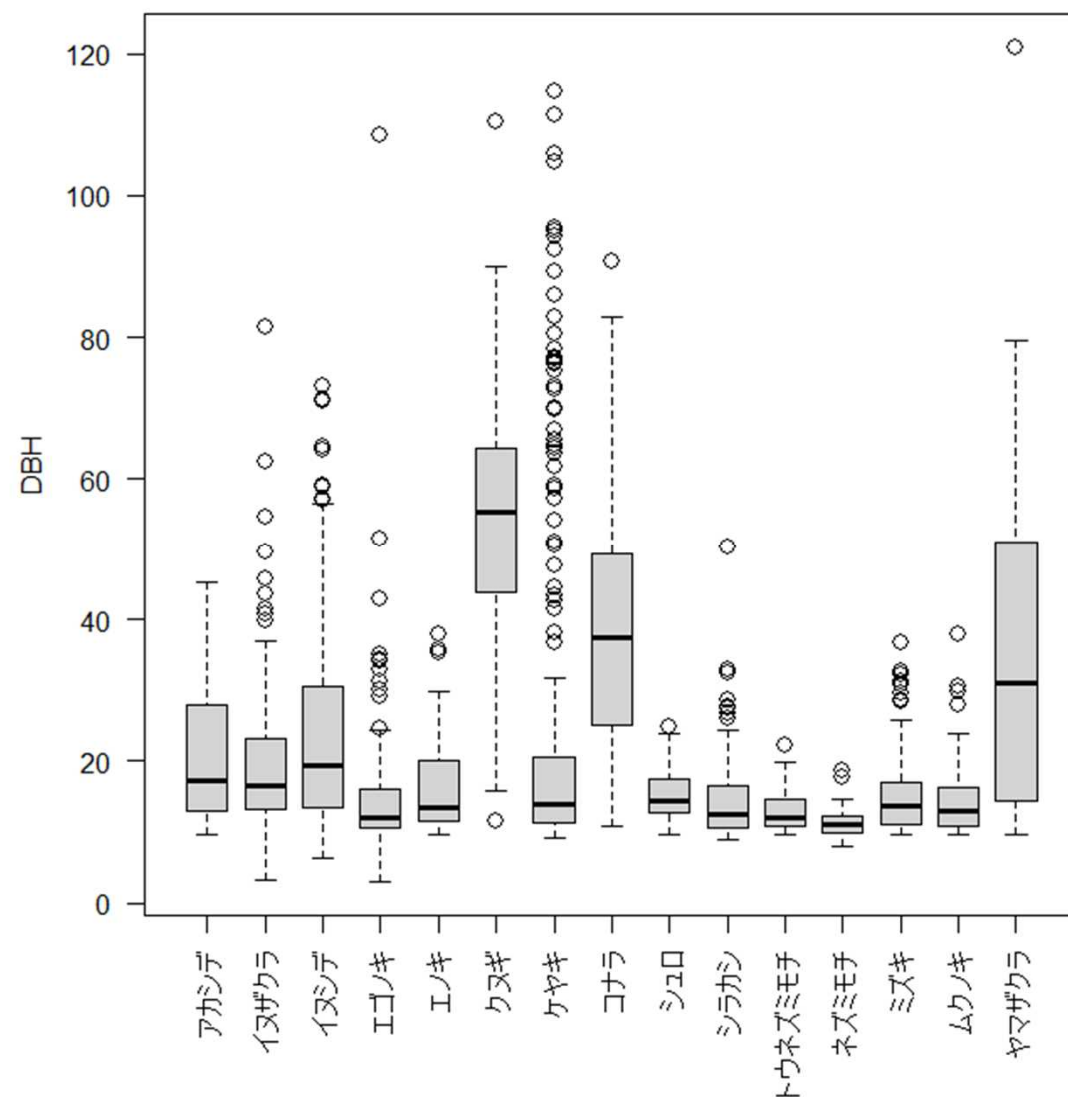
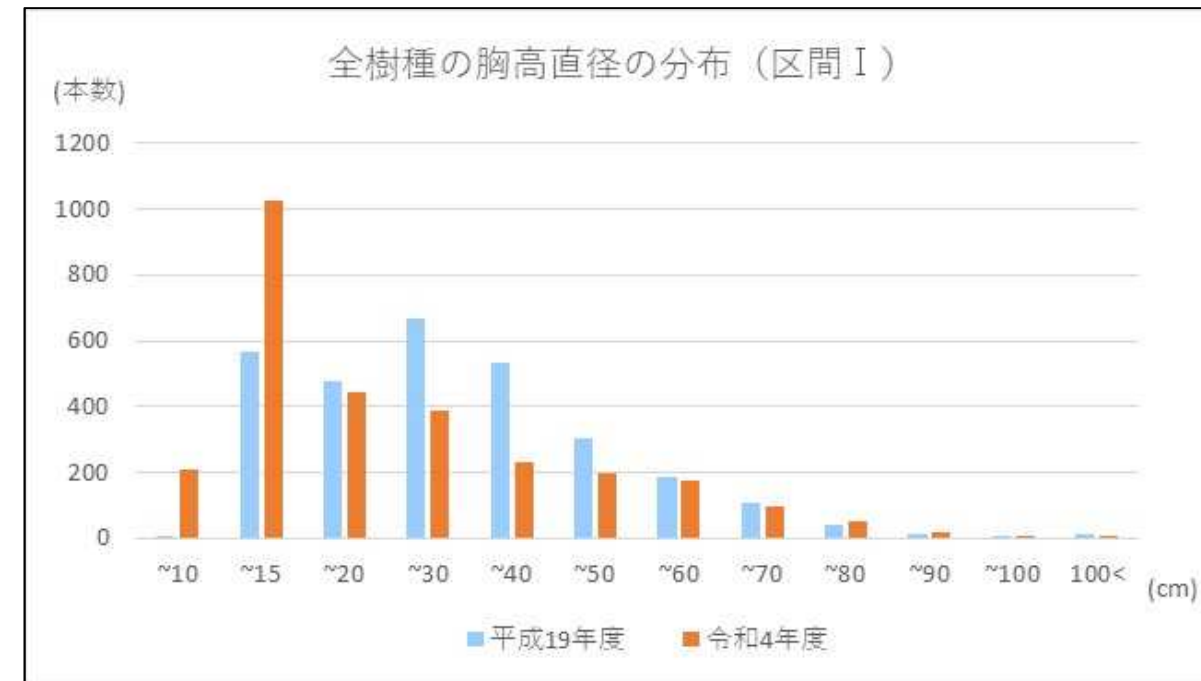
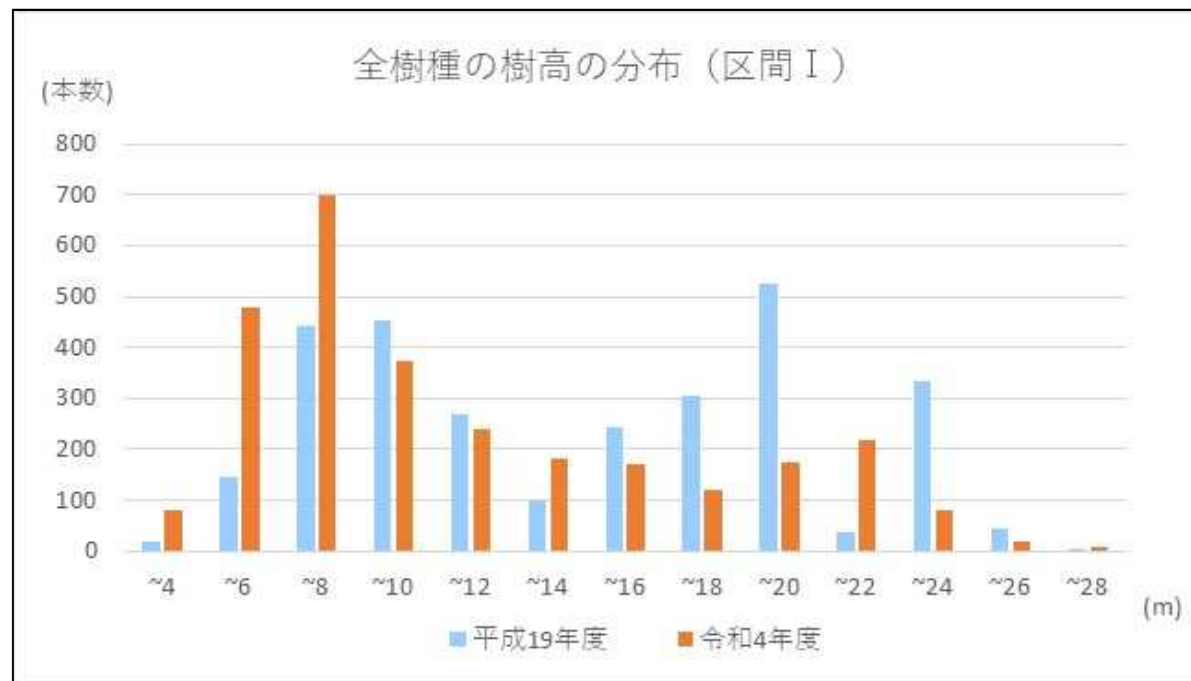
- A 健全か健全に近い
B1 注意すべき被害が見られる
B2 著しい被害が見られる
C 不健全（枯死含む）

樹勢評価 B2
コナラ樹勢評価 C
コナラ（枯死）

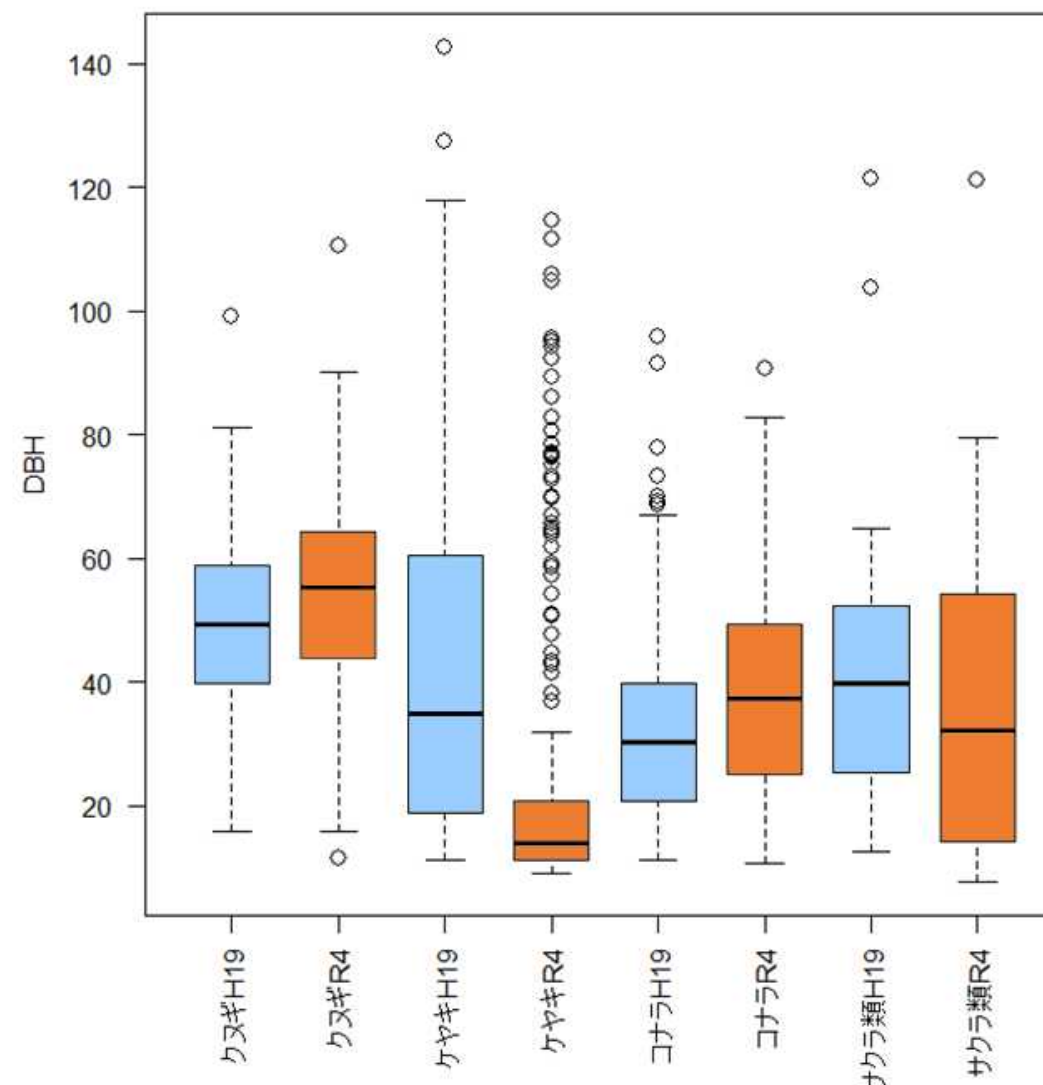
樹種構成（区間Ⅰ）

樹勢評価の構成（区間Ⅰ）

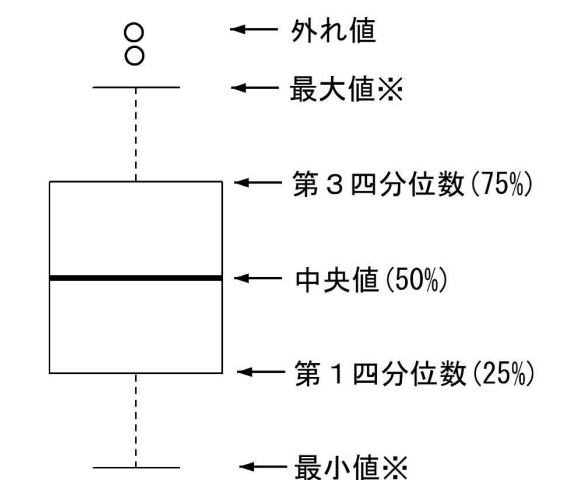
■ 樹木の現況 区間 I (小平監視所～小川水衛所跡)



主な樹種ごとの胸高直径(cm)の分布 (令和4年度)



胸高直径(cm)の分布の比較 (平成19年度－令和4年度)



※最大値・最小値は、箱(第1四分位～第3四分位までの範囲の四角形)から上下に、箱の高さの1.5倍の範囲内にあるデータのうちの最大値・最小値を表す。その外にある値は、外れ値として「○」で表示される。

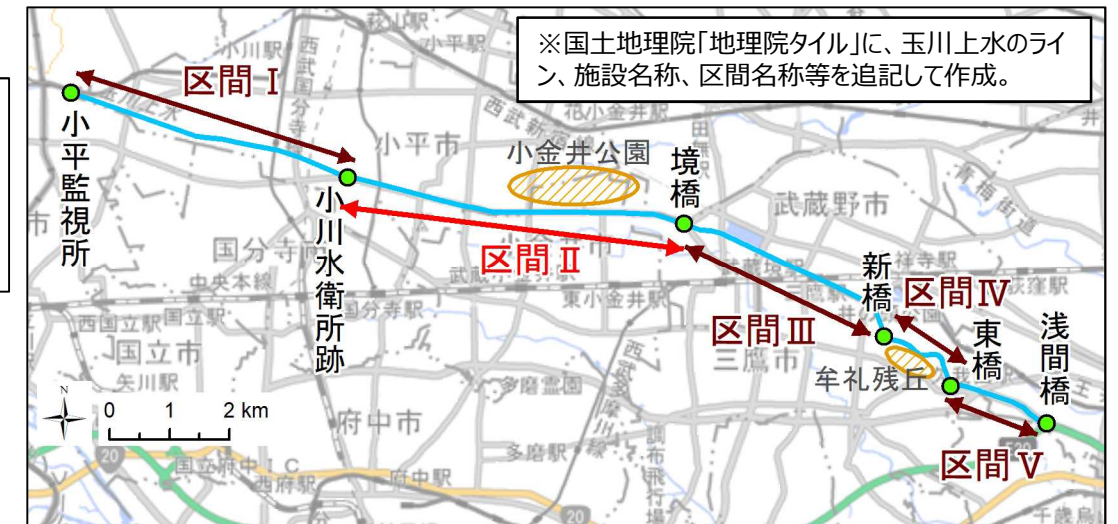
■ 樹木の現況 区間Ⅱ（小川水衛所跡～境橋；名勝指定区間）

§区間Ⅱ（小川水衛所跡～ 境橋）の樹木概況

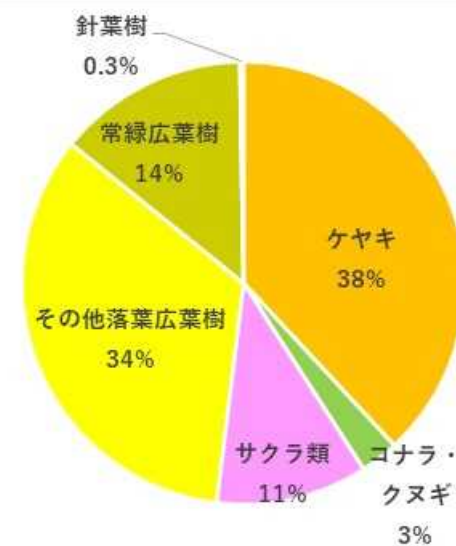
- ・当区間では約2700本の樹木が記録された。そのうち4割弱がケヤキ、1割強がサクラ類となっている。
- ・樹種別の胸高直径をみると、クヌギの胸高直径の中央値が他の樹種よりも高い傾向にある。ケヤキの胸高直径の中央値もコナラやクリ等と同様に高い水準にあり、なおかつ130cm程度まで連続的に分布していることから、将来にわたって巨木化が進行すると想定される。
- ・当区間の全樹種の樹高をみると、5～8m程度の樹木が多いが、20m超の高木も1割弱を占めている。
- ・樹勢では、B2・Cに該当する状態のものは1%程度であった。

【区間Ⅱ】

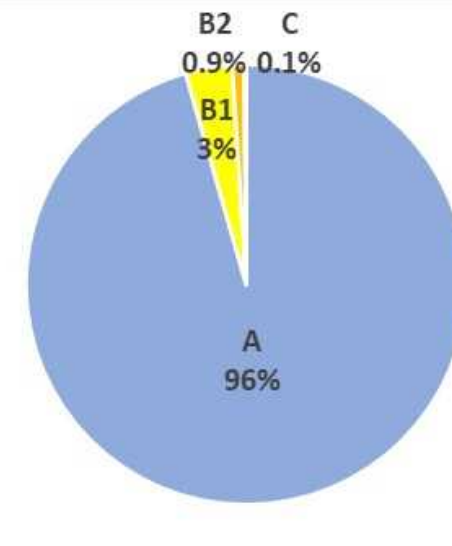
- ・名勝小金井サクラの区間。五日市街道が隣接。
- ・上水は基本的に素掘りのままである。
- ・かねてよりヤマザクラの樹勢の低下とケヤキによる被圧が問題となっていた区間。



※図中の樹木の大きさは、胸高直径の相対的な大小を表す（実際の樹冠の範囲等を表したものと異なる）。
※国土地理院「地理院タイル」に、樹木の分布、橋の名称、景観写真を追記して作成。



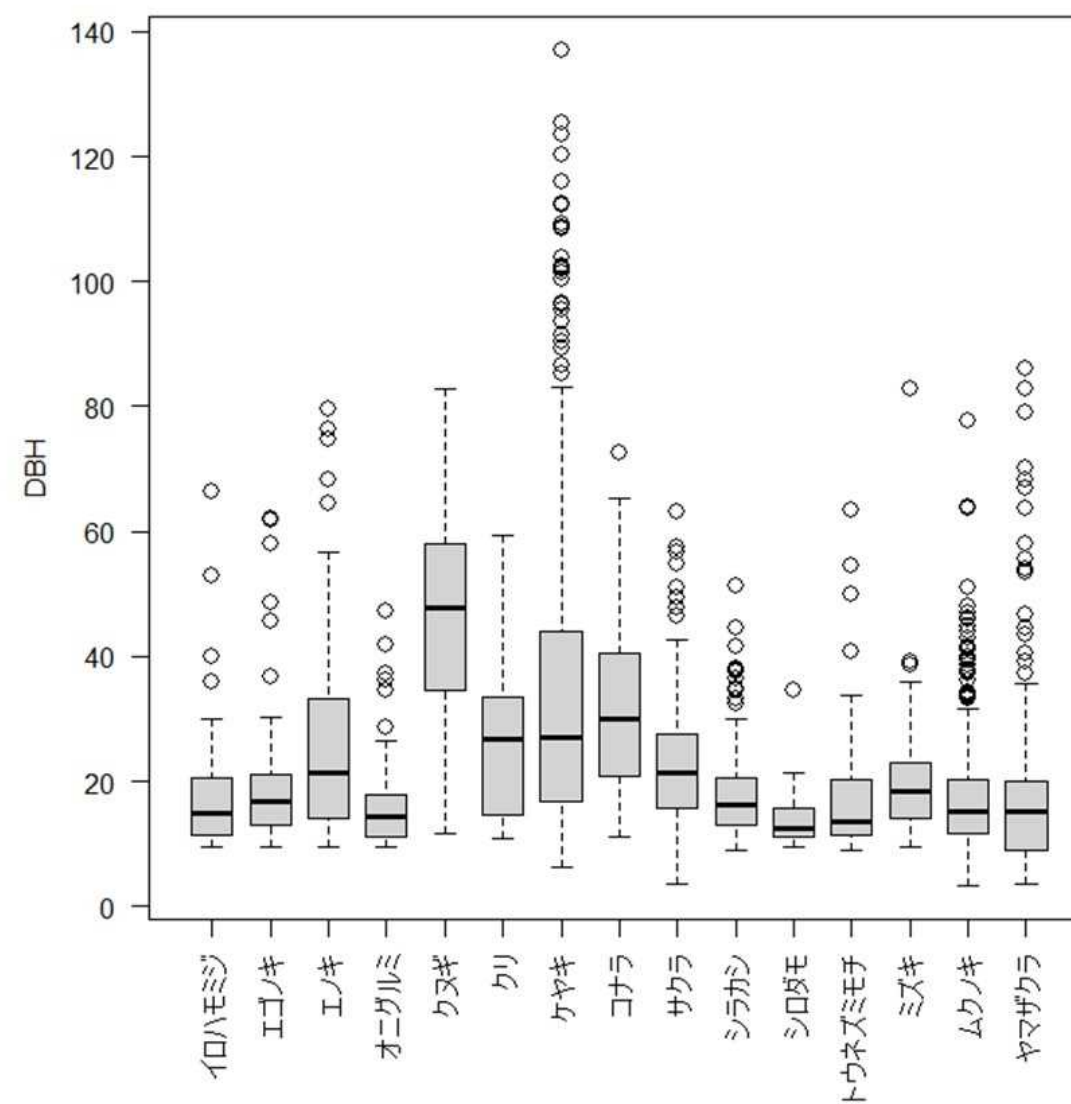
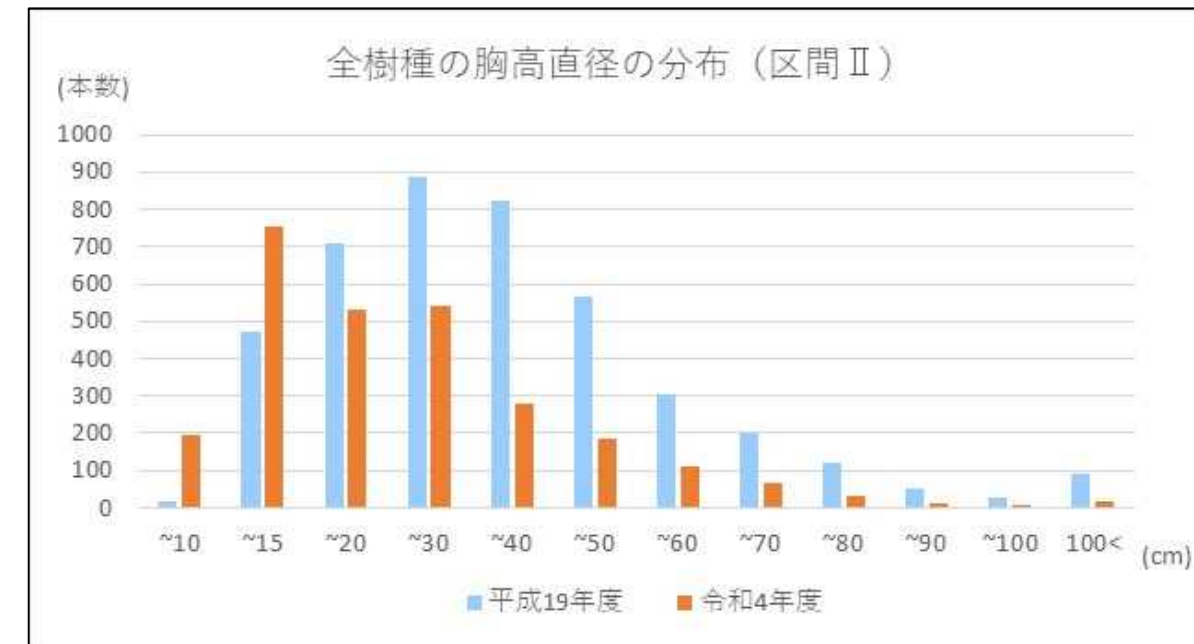
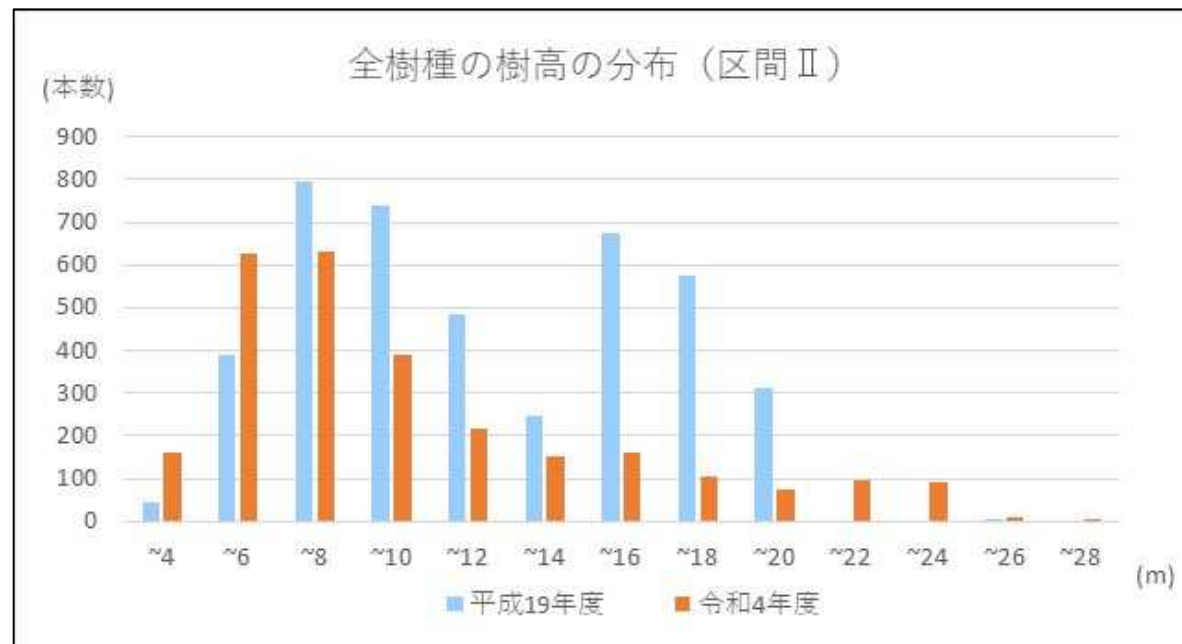
樹種構成（区間Ⅱ）



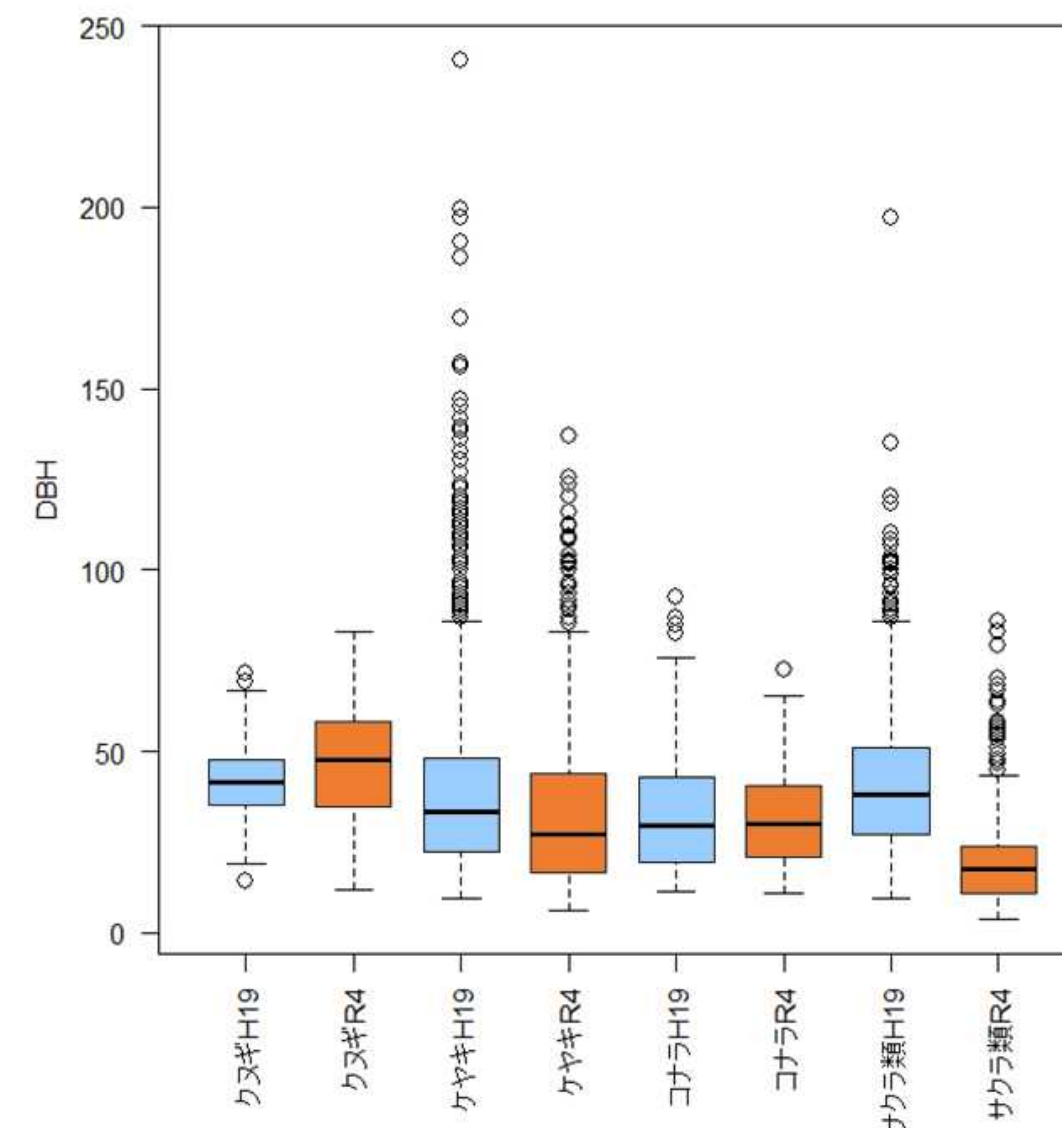
樹勢評価の構成（区間Ⅱ）

- A 健全が健全に近い
- B1 注意すべき被害が見られる
- B2 著しい被害が見られる
- C 不健全（枯死含む）

■ 樹木の現況 区間Ⅱ（小川水衛所跡～境橋；名勝指定区間）



主な樹種ごとの胸高直径(cm)の分布（令和4年度）

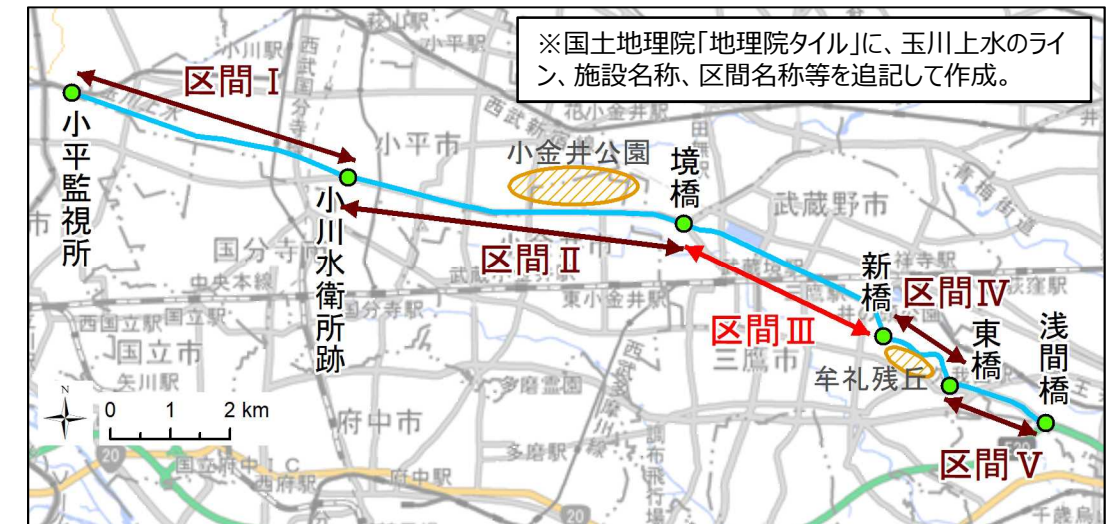


胸高直径(cm)の分布の比較（平成19年度－令和4年度）

■ 樹木の現況 区間Ⅲ（境橋～新橋）

§区間Ⅲ（境橋～新橋）の樹木概況

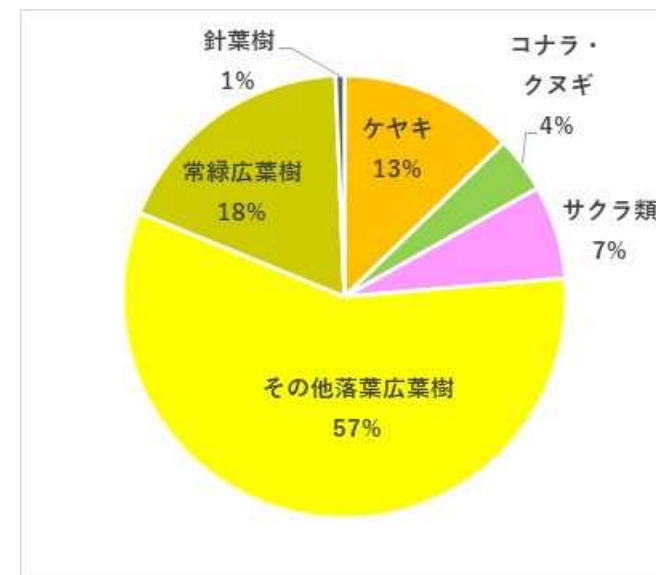
- ・当区間では約1700本の樹木が記録された。その1割超がケヤキである。本数が最も多い樹種はムクノキ（その他落葉広葉樹）であり、約1/4を占める。
- ・胸高直径をみると、サクラ類（ヤマザクラ、ソメイヨシノ）、クヌギ、コナラ、ケヤキなどの樹種で高い値となっており、巨木化が進行していると考えられる。
- ・当区間の全樹種の樹高をみると、7～8m程度の樹木が多いが、20m超の高木も5%程度を占めている。
- ・樹勢では、B2・Cに該当する状態のものは2%程度であった。



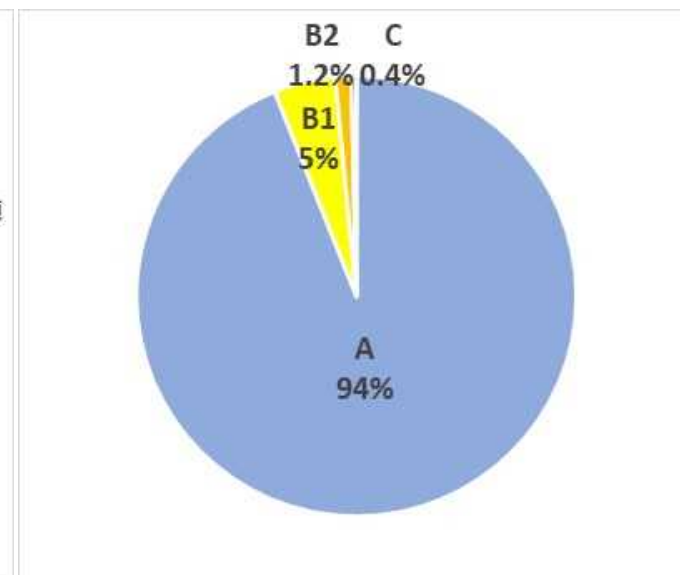
【区間Ⅲ】

- ・一部では護岸工がなされているが、基本的には素掘りとなっている。
- ・名勝小金井サクラの指定区間よりも緑地帯の幅が狭い。

- ケヤキ
- その他落葉広葉樹
- コナラ・クヌギ
- 常緑広葉樹
- サクラ類
- 針葉樹



樹種構成（区間Ⅲ）

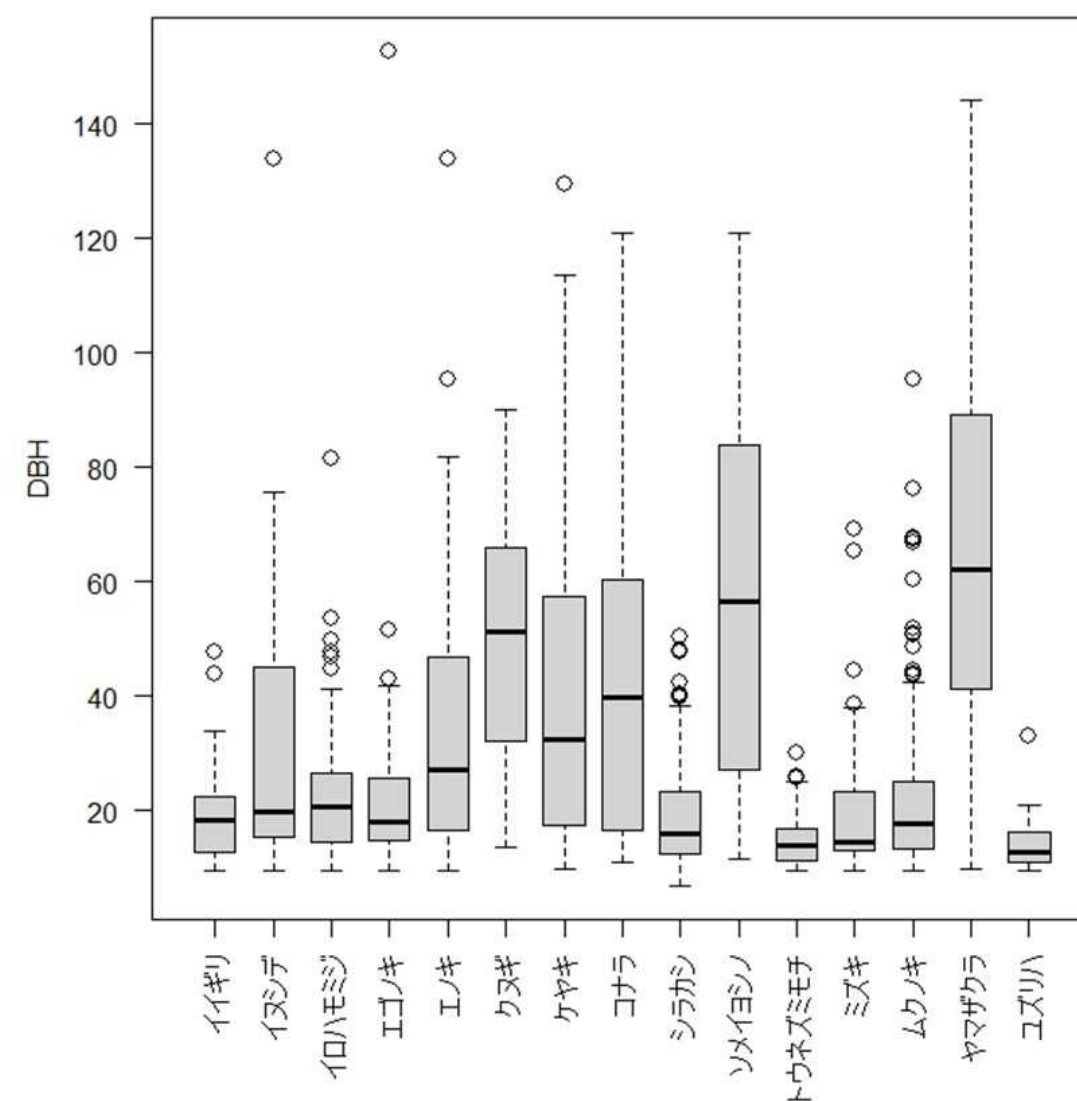
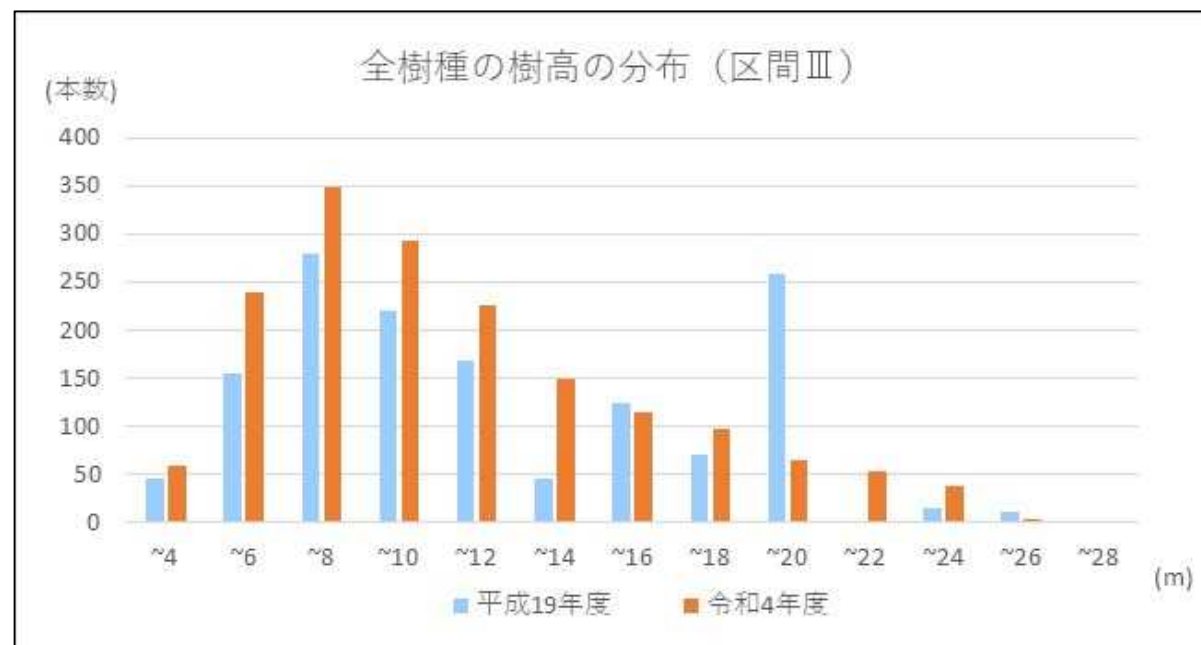


樹勢評価の構成（区間Ⅲ）

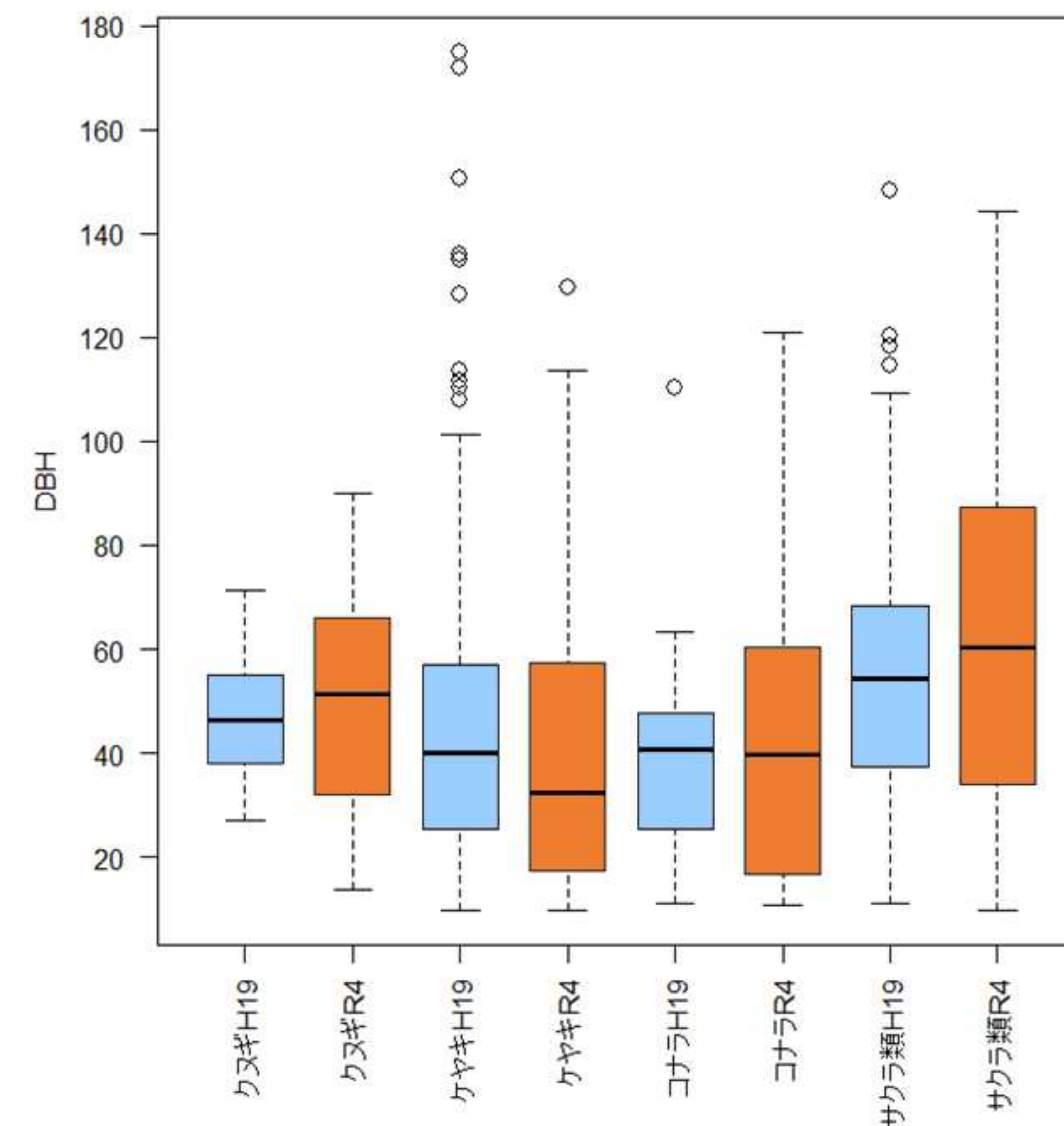
- A 健全か健全に近い
- B1 注意すべき被害が見られる
- B2 著しい被害が見られる
- C 不健全（枯死含む）



■ 樹木の現況 区間Ⅲ (境橋～新橋)



主な樹種ごとの胸高直径(cm)の分布 (令和4年度)

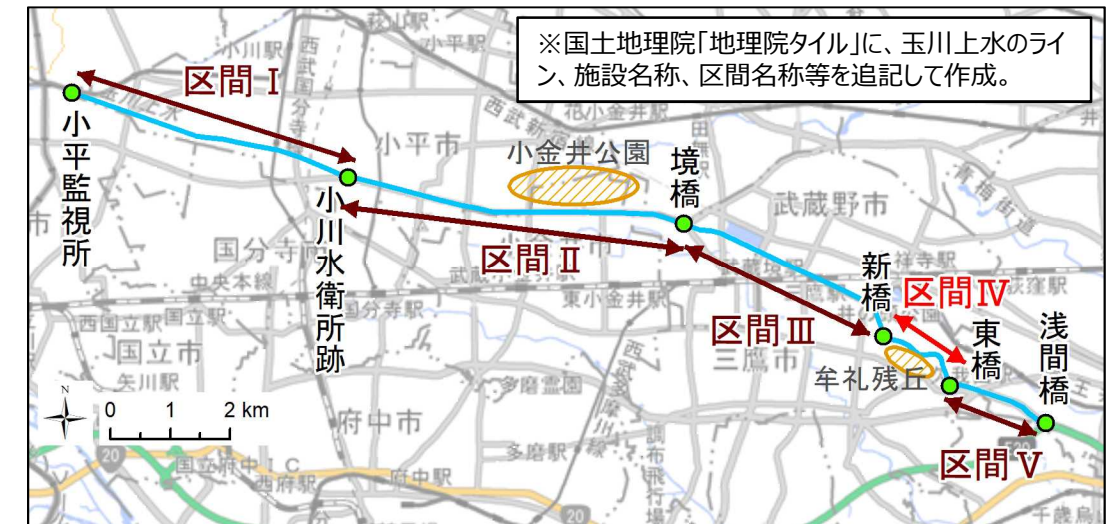


胸高直径(cm)の分布の比較 (平成19年度－令和4年度)

■樹木の現況 区間Ⅳ（新橋～東橋）

§区間Ⅳ（新橋～東橋）の樹木概況

- ・当区間では約900本の樹木が記録された。本数が最も多い樹種はムクノキ（その他落葉広葉樹）であり、約1/4を占める。次いでミズキ（その他落葉広葉樹）が多く、1割超を占める。
- ・胸高直径をみると、前区間と同様に、サクラ類（ヤマザクラ、ソメイヨシノ）、クヌギ、コナラ、ケヤキなどの樹種で高い値となっており、巨木化が進行していると考えられる。ヒノキも高い値を示している。
- ・当区間の全樹種の樹高をみると、7～10m程度の樹木が多いが、20m超の高木も4%程度を占めている。
- ・樹勢では、B2・Cに該当する状態のものは2%程度であった。

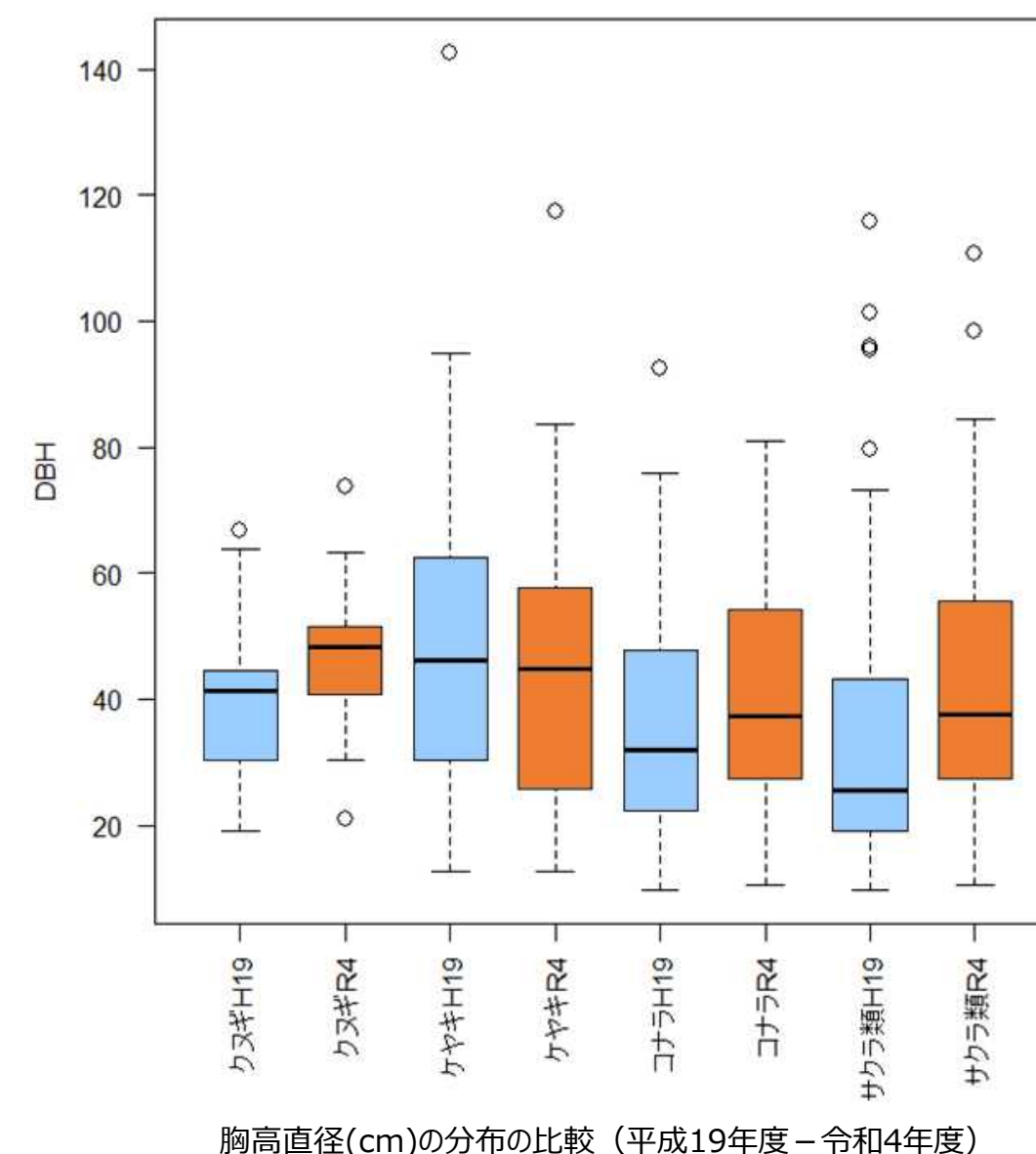
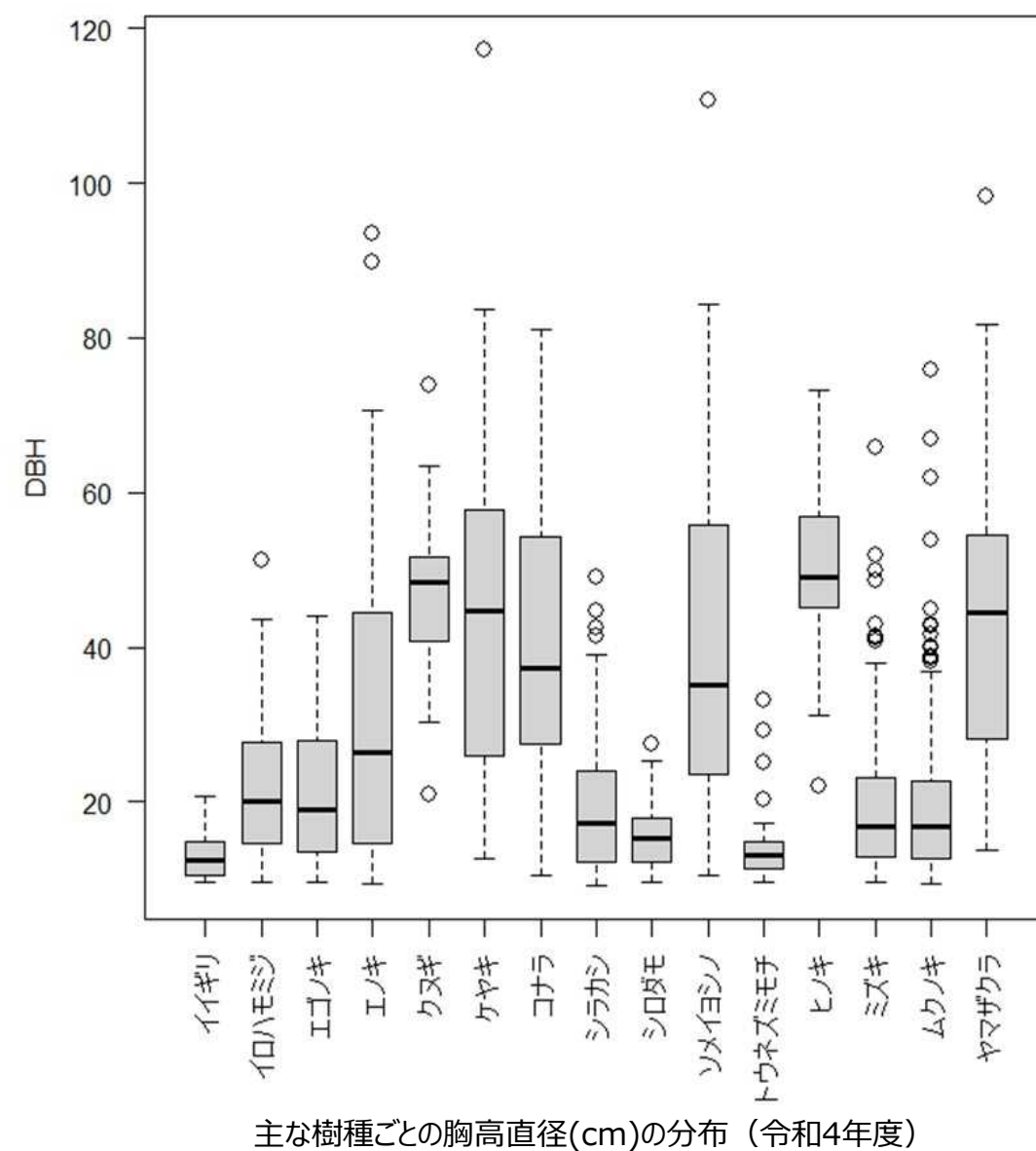
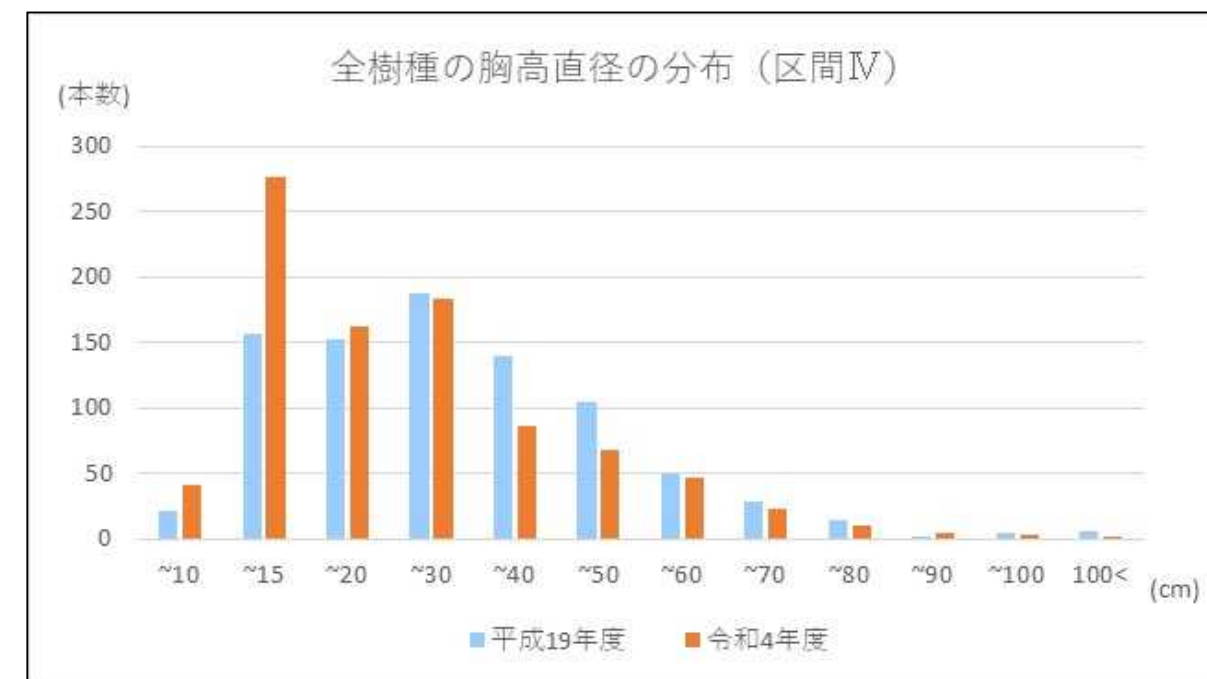
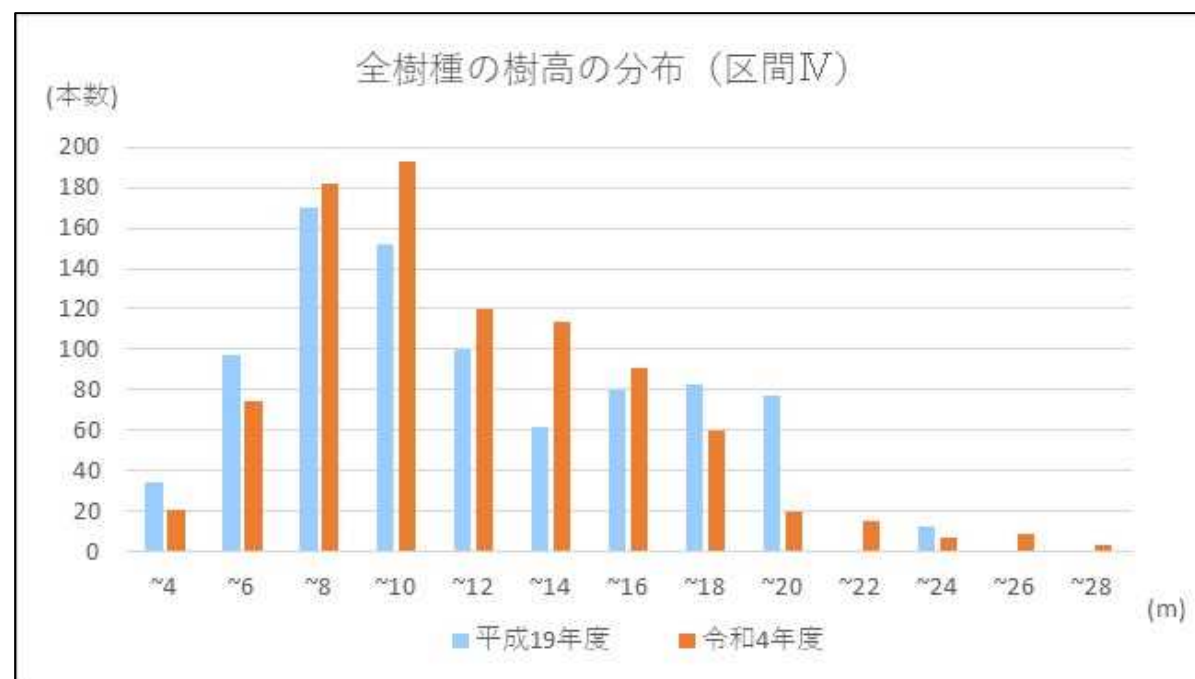


【区間Ⅳ】

- ・武蔵野台地上を流れる玉川上水中流部の中で、この区間のみ、牟礼残丘（多摩丘陵の残丘）と呼ばれる小起伏丘陵地上に位置しており、台地に残された残丘部を玉川上水が横切っている。
- ・基本的には素掘りのままで掘り込みは比較的深い。



■ 樹木の現況 区間Ⅳ（新橋～東橋）



■ 樹木の現況 区間V（東橋～浅間橋）

§区間V（東橋～浅間橋）の樹木概況

- ・当区間では約900本の樹木が記録された。本数が最も多い樹種はムクノキ（その他落葉広葉樹）、次いでヒノキ（針葉樹）であり、それぞれ15%前後を占める。サクラ類が1割超を占めている。
- ・胸高直径をみると、前区間と同様の樹種で高い値を示しており、巨木化が進行していると考えられる。エノキ（その他落葉広葉樹）も高い値を示している。
- ・当区間の全樹種の樹高をみると、5～8m程度の樹木が多いが、20m超の高木も5%程度を占めている。
- ・樹勢では、B2・Cに該当する状態のものは2%程度であった。



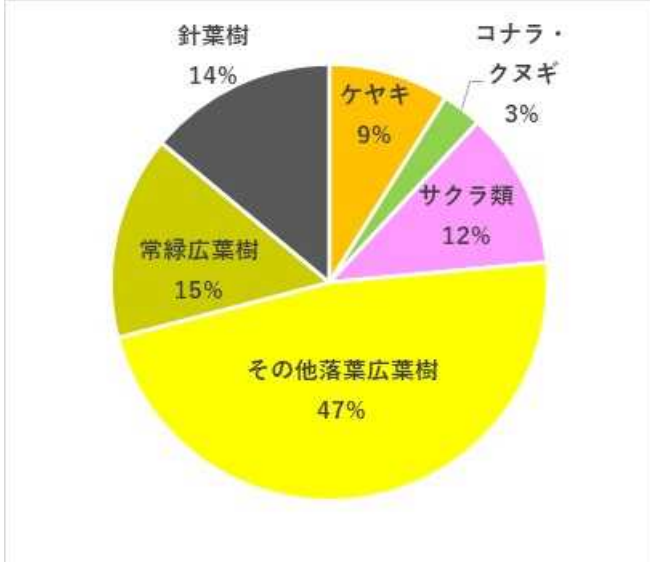
- 【区間V】
- ・基本的には素掘りのままとっている。
 - ・両側に歩道がある。



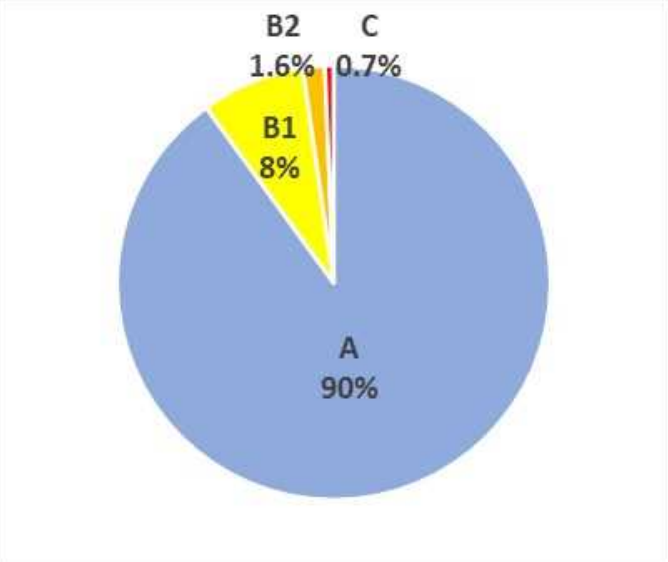
※図中の樹木の大きさは、胸高直径の相対的な大小を表す（実際の樹冠の範囲等を表したものと異なる）。

※国土地理院「地理院タイル」に、樹木の分布、橋の名称、景観写真を追記して作成。

- ケヤキ
- コナラ・クヌギ
- サクラ類
- その他落葉広葉樹
- 常緑広葉樹
- 針葉樹



樹種構成（区間V）



樹勢評価の構成（区間V）

- A 健全が健全に近い
- B1 注意すべき被害が見られる
- B2 著しい被害が見られる
- C 不健全（枯死含む）



■ 樹木の現況 区間V (東橋～浅間橋)

